

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 21日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 7日から 令和 8年 5月 14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月 20日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 3日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月 27日 午前 9時00分から 令和 8年 5月 27日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 名古屋市守山区翠松園二丁目
地 番 505番
地 目 山林
地 積 38平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 名古屋市守山区翠松園二丁目
地 番 506番
地 目 山林
地 積 501平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 3 所 在 名古屋市守山区翠松園二丁目
地 番 507番
地 目 山林
地 積 14平方メートル
(現況)
地 目 宅地



物 件 明 細 書

令和 8年 1月19日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～3】

所有者不明の未登記の売却対象外建物（種類：居宅，構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建，床面積（概略）：122.14平方メートル）が本件土地上に存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 名古屋市守山区翠松園二丁目

地 番 505番

地 目 山林

地 積 38平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 名古屋市守山区翠松園二丁目

地 番 506番

地 目 山林

地 積 501平方メートル

(現況)

地 目 宅地

3 所 在 名古屋市守山区翠松園二丁目

地 番 507番

地 目 山林

地 積 14平方メートル

(現況)

地 目 宅地



令和 7 年(ケ)第 194 号

令和 7 年 9 月 4日受理

令和 7 年10月**21**日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 杉 原 慶 光

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 1 | 所 | 在 | 名古屋市守山区翠松園二丁目 |
| | 地 | 番 | 505番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 38平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 名古屋市守山区翠松園二丁目 |
| | 地 | 番 | 506番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 501平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 名古屋市守山区翠松園二丁目 |
| | 地 | 番 | 507番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 14平方メートル |

目的外建物の概況 (物件1～3関係)	
所 在	名古屋市守山区翠松園二丁目506番地
家 屋 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> ない (未登記) <input type="checkbox"/>
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 (概略)	122.14平方メートル
所 有 者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 () <input checked="" type="checkbox"/> 不明
建 築 時 期	<input type="checkbox"/> 年 月 日ころ <input type="checkbox"/> 不明 <input checked="" type="checkbox"/> 未完成 (令和5年12月末ころ工事中)
建 築 者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 () <input checked="" type="checkbox"/> A (土地所有者) <input type="checkbox"/> 不明
そ の 他 の 事 項	「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B (NEW ENERGY FLOW株式会社代表者)</p>	<p>(口頭による陳述要旨)</p> <p>1 私は、NEW ENERGY FLOW株式会社(以下「NEW ENERGY」という。)の代表取締役です。ただし、NEW ENERGYは既に廃業しており、会社としての実体はありません。</p> <p>2 NEW ENERGYは、Aから物件1ないし3各土地(以下「本件各土地」という。)上の建物(以下「本件目的外建物」という。3枚目参照)の建築工事を請け負いました。</p> <p>請負金額は5500万円で、その内訳は、着手金2200万円、中間金1650万円、完成時金1650万円でした。</p> <p>3 NEW ENERGYは、令和5年9月22日に着手金を受領し、工事に着手しました。その後、Aから中間金の支払が融資の都合で遅れるという話がありましたが、工期等の制約もあったため、中間金を受領しないまま材料等の発注を進めていました。しかし、Aから中間金が支払われなかったため、同年12月末に工事を中止しました。</p> <p>4 NEW ENERGYは令和5年12月末時点で本件目的外建物の建築工事のため4000万円近く支出していたので、中間金の未収分1650万円がそのままNEW ENERGYの損失になってしまいました。</p> <p>さらに、Aが住宅ローン会社と金銭消費貸借契約を締結した後、別の知人から借入をして、住宅ローン会社よりも先に当該知人を根抵当権者とする根抵当権を本件各土地に設定したようで、そのままでは住宅ローンの融資が実行されないとのことでした。このため、当社が当該根抵当権を抹消するための資金としてAに1500円を貸し付けましたが、結局その貸付金も回収できませんでした。</p> <p>これらの損失が原因でNEW ENERGYは資金繰りに窮し、業務の継続が困難となり廃業するに至りました。その後、Aと連絡を取ることができません。</p> <p>5 NEW ENERGYの業務関係資料はすべて廃棄してしまったので、本件目的外建物の工事請負契約に係る契約書や領収書等はありません。ただし、手元にあったUSBメモリに工事請負契約書1ページ目のコピーが残っていたため、執行官に提出します。</p> <p>6 私としては、本件目的外建物が何らかの形で売却され、少しでもNEW ENERGYが受領すべき金銭に充てることができればと考えていますが、何をどうしてよいか分からない状態です。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣居住者 1	(口頭による陳述要旨) 遅くとも令和6年3月時点で本件目的外建物の工事は止まっています。本件目的外建物に施工された防水シートが劣化し、その破片が風で飛んでくるので困っています。
■ 近隣居住者 2	(口頭による陳述要旨) 本件各土地上の建物の工事は、令和5年の秋ころに開始されましたが、同年12月末か令和6年の初頭ころにストップし、その後再開されることなく現在に至っています。
■ 名古屋市住宅都市局 建築指導部建築審査課 担当者	(口頭による陳述及び照会文書に対する回答要旨) 本件目的外建物については、指定確認検査機関による建築確認済証がAに交付されていましたが(交付年月日:令和5年9月12日)、その後、Aから工事を取り止める旨の届出(取り止め年月日:令和6年7月31日)が指定確認検査機関に提出されています。 その他詳細については、建築計画概要書及び関係資料の写しを提出しますので、そちらを参照してください。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1ないし3各土地（本件各土地）の占有関係について
関係人の陳述及び現況等から、2枚目に記載のとおり認められる。
なお、下記3(2)記載のとおり、本件目的外建物（3枚目参照）の所有者は不明であるが、本件各土地につきA以外の第三者による占有の徴表を確認できなかったことから、Aが本件各土地を占有しているものと認めた。
- 2 本件各土地の現況等について
 - (1) 一体で本件目的外建物の敷地として使用されており、北側で道路に接している。
 - (2) 土地建物位置関係図（9枚目）の「□」で示した箇所付近に境界標とみられる杭を確認した。また、北側道路を除く各隣地との境界付近にコンクリートブロック及びフェンス等が設置されていた。
 - (3) 南東方向への上り勾配となっており、南東側境界は北側道路よりも6～7メートル程度高くなっている。
- 3 本件目的外建物の現況等について
 - (1) 上棟、屋根葺き及び外壁下地材の取付けが完了しているが、窓は設置されていない。また、外壁に貼られた防水シートが劣化し周囲に飛散していた（近隣居住者1の陳述参照、写真1ないし5）。
なお、建物内に未使用の建築資材や工具等は置かれていなかった（写真6及び7）。
 - (2) 建築計画概要書に記載された本件目的外建物の建築主はA、工事施工者はNEW ENERGY（NEW ENERGY FLOW株式会社）である。令和5年9月に工事が開始されたものの、工事請負代金の中間金が支払われず、同年12月末ころ工事が中止されたとのことである（Bの陳述3参照）。
なお、本件目的外建物の所有者を特定するためには、完成前建物の所有権の帰属に関する工事請負契約の定めの有無、工事請負代金の支払状況及び工事施工者が工事中止までの間に支出した金額等を確認する必要がある。しかし、本件目的外建物に係る工事請負契約書及び領収書等の資料がほとんど保管されていなかったことから、本件目的外建物の所有者を特定することはできなかった。
- 4 その他
Aに対し占有状況等に関する照会文書を送付したが、期限までに回答がなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

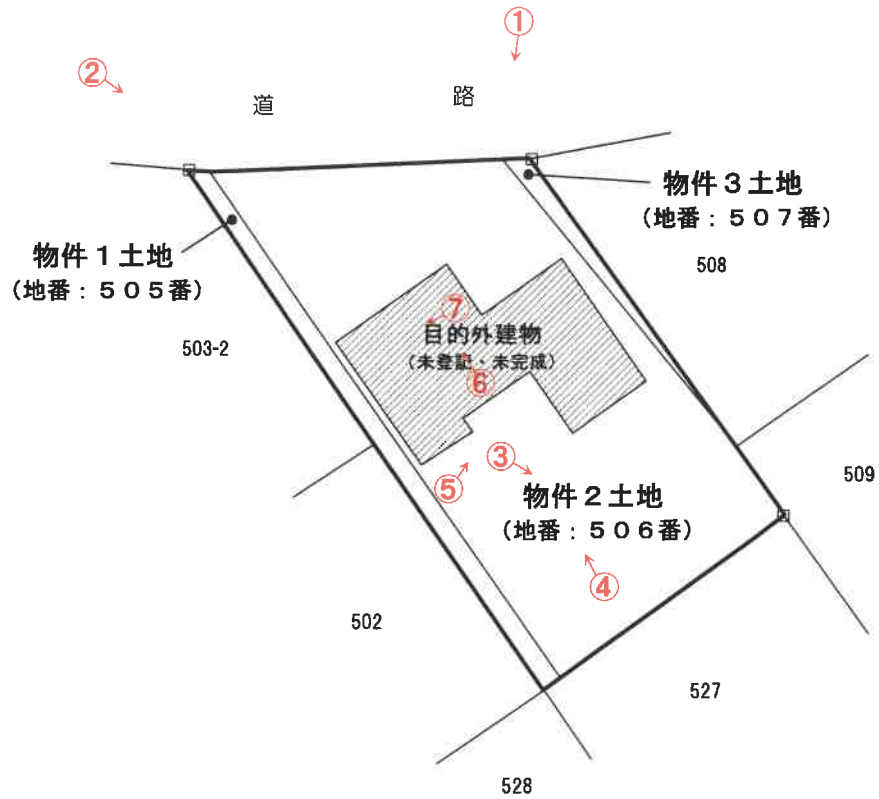
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 9月 4日 (木)	当庁執行官室	名古屋市証明書交付センターあて関係人の住民票の写し請求作成送付
7年 9月 4日 (木)	当庁執行官室	名古屋市栄市税事務所あて物件1土地ほかの固定資産税評価額等証明書請求作成送付
7年 9月 5日 (金) 12:20-12:30	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影 (屋外), 占有調査
7年 9月 5日 (金) 16:30-16:40	名古屋法務局	登記事項証明書, 公図及び地積測量図取寄
7年 9月10日 (水)	当庁執行官室	Aあて占有状況等に関する照会文書作成送付 (回答なし)
7年 9月16日 (火) 10:50-11:45	目的物件所在地	(立入調査) 簡易測量, 写真撮影, 近隣居住者より聴取, 評価人同行
7年 9月22日 (月) 16:00-16:30	名古屋市役所	建築指導部建築審査課担当者より本件目的外建物に係る建築許可等につき聴取, 同人に対し照会文書を手交 (後日回答あり)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は無施錠であったが, 全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月 1日 (水) 16:50-17:00	名古屋法務局	関係会社の履歴事項全部証明書取寄
7年10月 6日 (月) 15:00-15:10	NEW ENERGY 代表者自宅 (名古屋市千種区)	全戸不在 (転居済)
7年10月 7日 (火) 10:00-10:10	名古屋市北区役所	関係人の住民票の写し取寄
7年10月 7日 (火) 11:00-11:40	NEW ENERGY 代表者自宅 (名古屋市千種区)	Bより本件目的外建物に係る建築工事請負契約の内容等につき聴取
/		
/		
/		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



※ 境界杭等の位置を「□」で示す。

※ 写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

1 物件2及び3各土地の外観



本件目的外
建物

物件3土地

物件2土地

2 物件1及び2各土地の外観



本件目的外
建物

物件2土地

物件1土地

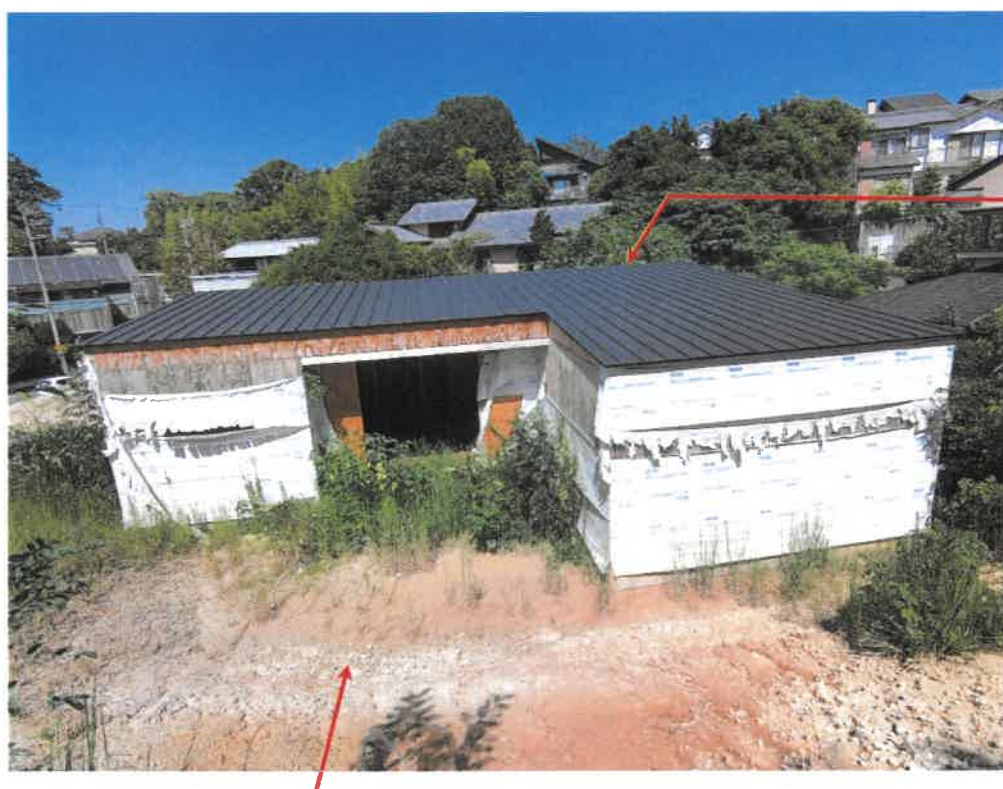
3 物件2土地の外観



本件目的外建物

物件2土地

4 本件目的外建物の外観



本件目的外
建物

物件2土地

5 本件目的外建物に貼られた防水シートの劣化状況



6 本件目的外建物内部の状況（1階部分）



7 本件目的外建物内部の状況（床下部分）



副

令和7年(ケ)第194号
令和7年9月8日受理
令和7年9月16日現地調査
令和7年10月24日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

二村 成彦

第1 評価額

一 括 価 格	
金 13,520,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 930,000 円
物件2 (土地)	金 12,250,000 円
物件3 (土地)	金 340,000 円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1乃至3の内訳価格は件外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	名古屋市守山区翠松園二丁目 505番 山林 38平方メートル	特記事項記載のとおり
2	所在地 地目 地積	名古屋市守山区翠松園二丁目 506番 山林 501平方メートル	特記事項記載のとおり
3	所在地 地目 地積	名古屋市守山区翠松園二丁目 507番 山林 14平方メートル	特記事項記載のとおり
番号	特記事項		
1乃至3	本件土地の現況地目は宅地である。 物件1乃至3の土地には建築途中の件外未登記建物が存在する。		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件1乃至3）

位置・交通	名鉄瀬戸線「大森・金城学院前」駅 北西方 道路距離約1,000m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	画地規模の大きい低層住宅が多い中に空地等も見られる丘陵地の住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 40% 60% — 外壁後退距離1.0m、10m高度地区、緑化地域、第2種風致地区、宅地造成等工事規制区域、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内、地域森林計画対象民有林
画地条件	地積 553㎡ 間口 約21m、奥行 約32m 形状 ほぼ台形	
接面道路の状況	本件土地は、北側で幅員約4.5mの舗装市道にほぼ等高に接面する。当該接面道路は東方で階段となっている。(建築基準法第42条1項1号の道路)	
土地の利用状況等	本件土地は建築途中の件外未登記建物の敷地となっている。隣接不動産の状態は、北側は市道、北東側及び南西側は一般住宅等、南東側は山林等である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 なし(特記事項のとおり) ガス配管 なし(特記事項のとおり) 下水道 なし(特記事項のとおり)	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和37年まで遡って調査した結果、件外未登記建物が建設される以前は山林等であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道及び都市ガスの本管は本件土地の接面道路に埋設されているが、本件土地への引込みは無い。 ・本件土地には、建築途中の件外未登記建物が存在する。当該件外建物は、上棟、屋根葺き及び外壁下地材の取付けが完了しているが、令和5年12月末頃建築工事は中断され、未完成の状態で放置されている。外壁に貼られた防水シートが劣化し、周囲に飛散している。 ・名古屋市建築審査課において入手した「建築計画概要書の写し」及び「建築基準法第6条の2第5項の規定による確認審査報告書の写 	

<p>特記事項 (つづき)</p>	<p>し」に以下の記載がある。</p> <p>建築主：本件所有者 確認済証交付年月日：令和5年9月12日 主要用途：一戸建ての住宅 延べ面積：122.14㎡ 主たる建築物の構造・階数：木造地上1階</p> <p>また、名古屋市に工事取止め報告書が提出されている。 名古屋市建築審査課に聴取したところ、件外建物の建築工事を引き継いで行うことは容易ではないとのことである。詳細は名古屋市建築審査課に確認を要する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 件外建物の所有者を特定するための工事請負契約の内容、請負代金の支払い状況等は不明であるため、所有者を特定することができなかった。詳細は現況調査報告書のとおりである。・ 本件土地は北垂れの地勢であり、南東側境界部分は北側道路よりも6～7m程度高い。なお、南東側隣地との境界付近は法地となっている。・ 本件土地は、愛知県建築基準条例第8条（がけ条例）の規制対象となる可能性がある。・ 本件土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
-----------------------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

目的土地の基礎となる価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	基礎となる価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	82,900	0.65	38	0.9	1,840,000
2	82,900	0.65	501	0.9	24,300,000
3	82,900	0.65	14	0.9	680,000
合計			553		26,820,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 名古屋守山-34

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 89,800\text{円}/\text{m}^2 & \times 100.8/100 & \times 100/106 & \times 100/103 & = & 82,900\text{円}/\text{m}^2 \\ & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 1.06

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：形状 0.95 × 面積大 0.85 × 高低差 0.80 = 0.65

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格から、件外建物のための土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,840,000	0.10	場所的利益	180,000
2	24,300,000	0.10	場所的利益	2,430,000
3	680,000	0.10	場所的利益	70,000
合計				2,680,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $\{(ア±イ)-ウ\}×エ$ $×オ$
1	1,840,000	-180,000		0.7	0.8	930,000
2	24,300,000	-2,430,000		0.7	0.8	12,250,000
3	680,000	-70,000		0.7	0.8	340,000
一括価格 (合計)						13,520,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：建築工事が中断された件外建物が存在すること、当該件外建物について建築工事請負の経緯等が不明であること等を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（名古屋守山-34）

所 在：名古屋市守山区翠松園2丁目2126番
価 格：89,800円／m²
位 置：名鉄瀬戸線「大森・金城学院前」駅の北西方道路距離約1,000m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：208m²
供給処理施設：ガス、水道、下水
接 面 街 路：南東側幅員4.5m市道に接面
用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%、容積率60%）
地 域 の 概 要：一般住宅の中に空地が見られる丘陵地の住宅地域

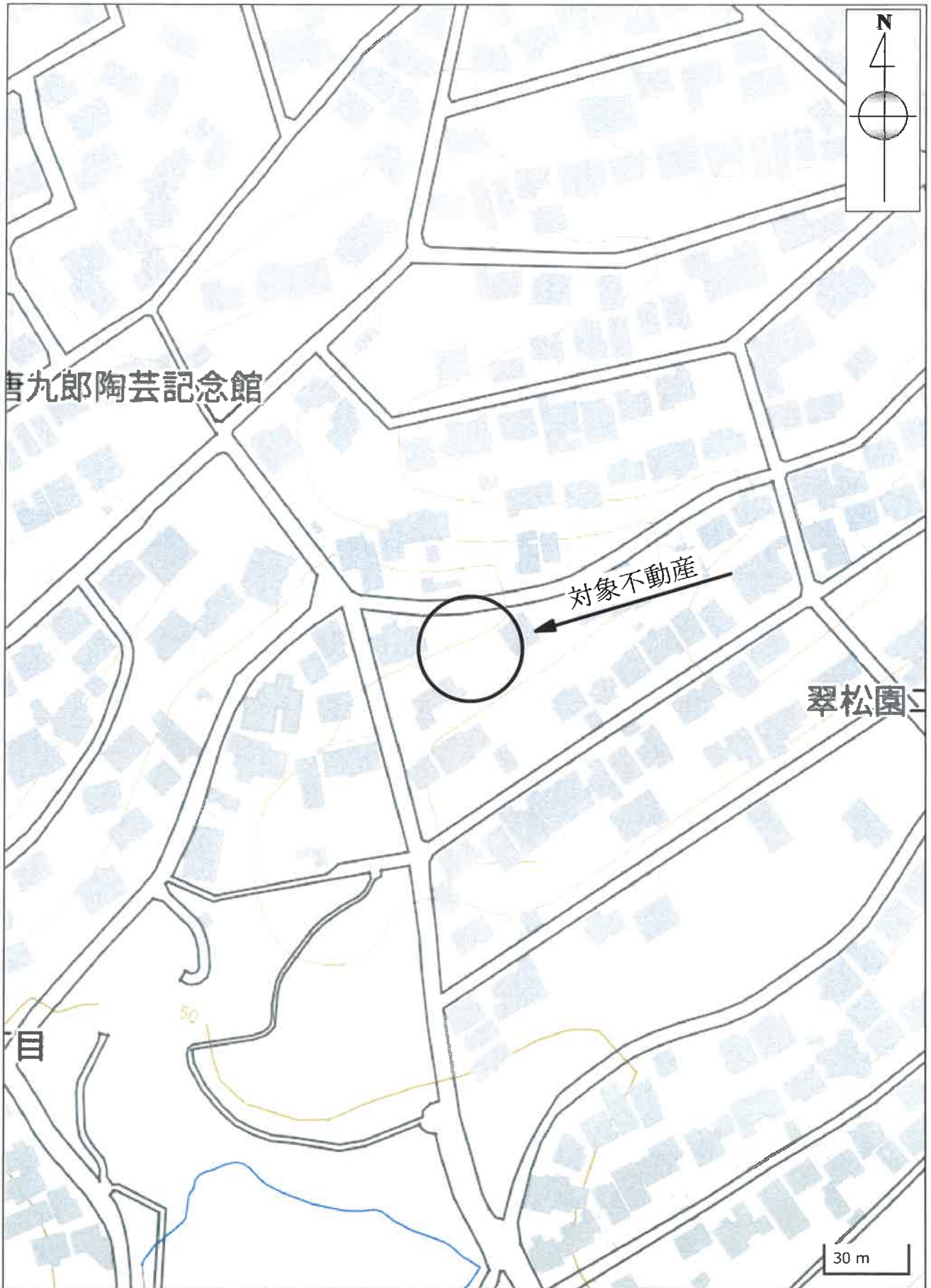
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 土地建物配置図（概略）
- 5 現況写真

位置図



付近案内図



土地建物配置図(概略)

